

林政・経営（第三会場）

九州の竹林業発達史

宮崎大学農学部 重松義則

1 上代に亘る竹林の創始

竹の人工造林の対象となつてゐるマタケ林業の発達史を述べる。マタケ、ハチク類の原産地支那から古代日本へ渡来したもので、史記貨殖伝によれば文部では既に秦の時代（B.C.3世紀）に於て竹林が極めて有利に經營されたと記してある。

日本に亘る史実として最も古の記録は景行天皇（アロクノ）が大和の坂手池の堤防に植竹した（日本書記景行記）とあり、亦古代出土品として奈良式鏡（2-3世紀頃）の集巻遺跡と称せらる静岡県登呂の竹ザル、大分県安国寺の竹杭、亦古墳時代（3-5世紀）の日向延岡大塚、筑前守命、安芸西条三城、豊後下山の諸古墳から出土した竹櫛を見ても日本への渡来並に繁殖、創始は少なくとも西歴紀元当時であると推察される。

一方古事記及び日本書記に記する竹の化生に関する神話には、木花咲耶姫が出産胎糸切断用の竹刀を、イザナミノミコトが湯津竹櫛を、櫛土翁が玄櫛を夫々地上に投げて竹林生は筍を生させしめたとある。此の伝説が石し鉄器時代であつたとすれば未だ其の製作が昔反しない當時ではマタケの如き剛直な材料は保守警備、交通、狩猟、其の他日常生活用（例へば竹玉、弓矢、鎧、鉢の柄、舟筏、釣竿、櫛の如き）として極めて重宝不可缺なものであるから各部落、國家の主張恩政者は競つて薪炭のマタケ竹林創設に努めたに違ひなく此の意味よりすれば上の伝説はよく符合するのであるし、亦加工特技者として弓削部、矢作部、櫛部（櫛固姓に妻はる）などができたのであろう。

上述の如く史実、伝説及び考古学的見地などを総合して吾が日本のマタケ渡来期及び竹林繁殖起源は少なくとも西歴紀元当時又はそれ以前と想察するものである。

2 中期時代

奈良の正倉院の御物中、竹工品が約20種もあり此の中に数々のマタケ製品や図案があることから見て、飛鳥天平の6-7世紀頃には既に日本各地にマタケが充分普及して頻りに庶民に利用されたことが判る。慈神天皇5年（スクリ）諸國に山守部の制が設けられ竹木養成保護を導り、顯寧天皇（タモリ）山都連をして山官の職位となし、天武天皇（679）文武天皇（クムロ）らは竹木に対する詔勅を発せられ、元明天皇和銅4年（クノ）当時山城の地は竹林多さも豪族の寄附を兼ね、清和天皇貞觀2年（805）には車載の量を定めて竹の収穫を戒めたとある。

遙か下つて武家政治時代となれば竹の兵武器質材としての重要性は一層強調され、諸豪族は其の確保のため竹林の繁殖保護が大いに行はれたものの如く、亦室町時代末期には土一揆の頻発で竹槍が盛んに用ひられたことは想像に難くない。戦国時代ポルトガル人鐵砲伝

未あり信長が長篠戦にて鉄砲の実効を示してから兵器の革新となり、竹製の弓矢は捨たれたが彈丸に対する防護資材（竹束、井巻、矢糸、工機空穂）として打つて代り諸將竹林愛護は却つて盛んとなつた。例へば信長は京都附近の竹林の乱伐を禁じ違犯者は嚴罰を以て処し（1568）、秀吉は京都四隅に大規模な都城（土城）を築いて堤上に竹を植付け或は諏訪川に水防竹林を植へ（1590）。下つて徳川家綱も亦京都の堤防竹林の保護を諭命した（1669）。

次で寛文天保の頃（寛元天皇 1663—83）になると灘酒樽櫓用の竹材需用が増大してきたので民間に竹株の集約栽培が起り爾來京都竹林業は愈隆盛となつたのである。

3 近世徳川時代

近世の江戸幕府時代になると世情の安定に伴ひ民間の一般造林事業が起り各藩は林制を整備して現今に見る全国優良林業地（吉野、天龍、尾鷲、西川、小倉、日田、飴肥など）が創始されたのであるが、過九州地方の諸藩に於ても竹木林の保護造成奨励について合計56件の制令が差せられ（日本林制資料による）分類すると次の如くである。

- (1) 保安材的意義のもの　　津山の禁伐（対馬）、水防竹林（対馬、柳川、福岡、佐賀、臼杵、小倉）、竹林附近野火取締（鹿児島、小倉、久吉、熊本）、竹林内放牧姫葉採取禁止（鹿児島、熊本）、防火竹木林（小浜）、瓊除竹林（英彦山）、水源竹林（鹿児島）、土砂打止竹木林（島原、熊本）、牧場植竹（鹿児島）。
- (2) 民林奨励のもの　　墨敷林伐竹制限（島原、福岡）、竹林改良稚木伐採（小倉、福岡）、竹林内猪鹿特種許可（熊本）、竹林造成、竹林開墾制限（鹿児島、福岡、佐賀）、荒田植竹（佐賀）。
- (3) 番貢請用及び国防資材確保のもの　　城内竹木林造成伐竹制限（佐賀、久吉）、伐竹大ニ制限（熊本、鹿児島、島原）、官林衝竹の盜採取締（小倉）、衝盜探過料竹垣作り賦役（臼杵）、城修理試具用竹材貢上（島原）。
- (4) 徵税資源確保のもの　　竹林巡察制度（竹奉行設置、鹿児島）、竹林道伐禁止（熊本）、竹林材積積出（鹿児島）、衝届出（対馬）。

竹は所謂停止木（禁伐木）に入つていなかつたようであるが私有竹林と云へども一廻山奉行の検査を受け物納銀納を経て始めて伐採利用が許されたようである。

九州地方の竹産物として元禄時代（1688—1703）以前の輿軸用簾竹、豊前の竹皮、豐後、日向の竹材などが遙く京阪地方へ輸送されたと言い、竹筏は寛永年間（1728）筑後川左、赤穂延岡（1865）日田川玖珠川左、京都本願寺御用竹材が寛政年間（1790）球磨川をそれぞれ流送され、亦竹材が国外移出禁止令として鹿児島（寛永 1632）臼杵（寛政 1790）二藩が指令したこともあつた。

竹籠移入繁殖については加藤清正は熊本城内に雲紋竹を植へ（慶長 1600）それが近江須磨寺に移植され（天保 1830）、長崎崇福寺屏風の支那僧超然は台山林を支那より移入（寛永 1629）、島津吉貴は孟宗竹を琉球を経て移入し磯別邸に植え（元文 1736）。

たが後日これが母竹となつて日本各地に播布したのである。例へば山路治郎兵衛はその苗を以て江戸百葉竹林を創始したが如くである。(寛政1789)。

対馬藩は良竹の評ある京都男山八幡のマタケを移植し(寛政1800?)、対馬八女郡白木村の百姓忠作、津右衛門の兩人は母竹を入れ九州産一の孟宗竹林村を起した(文政1822)のである。

4. 現代

明治時代以来国内及び国外向け竹材工業の勃興に伴ひ竹材消費の著しさ膨脹に対処するため政府と地方政府は竹材資源の拡充のため竹林改良造成に絶えず力を傾注してきたのであるが、今九州地方に実施された主たる奨励事業を上ぐれば次のようである。

- (1) 竹林造成国庫補助：大正8—昭和14年迄全国合計120万円支出
- (2) 竹林組合：竹林改良造成の指導と生産品販売斡旋
- (3) 竹林品評会：県又は竹林組合主催
- (4) 竹林指導講習会
- (5) 展示林：宮崎県天神山標範竹林設置(明治44.1911)、農林省指定展示竹林は九州地方に30ヶ所(昭和26年1951)
- (6) 記念竹林：大正天皇、今上天皇の即位記念(大正2.1913 昭和3.1928)

5. 竹林保護

(1) 竹林の開拓　開拓は概ね全国一齊に現はれ九州だけとはうことはない。最古の記録は弘仁4年(813)、大治5年(1130)、宝治建長年間(1236—1249)、何れも全国的大害あり、下つて寛政1年(1789)薩摩県下、天保嘉永(1838—1848)特に北九州、文久(1861)佐賀県下、明治34—41年(1901—1908)全國の大害、大正8—13年(1919—1924)特に九州大害あり福岡県ハサ郡白木村地方の白竹林6,000町歩が全滅した。

尚上記のほかに記録現れがあるので開拓時期を確むる資料には適しない。

- (2) 風害　経験によれば昭和9年(1934)室戸台風で三年後迄災害不振が続き、昭和20年(1945)の延岡台風と枕崎台風及びなどの後数次の大台風のため南九州の竹林は久8年後の今日迄尚復興ならず竹材伐出量は従前よりも半減している。
- (3) 鳥害　昭和26年(1951)キツツキの一種キュウシュウコゲラが宮崎県東諸県郡祇園村の孟宗竹に啄痕を作りそれが原因で且折害を与へた。
- (4) 大正2年(1913)桜島大爆発の降灰で大隈半島の竹林に大害あり。
- (5) 太平洋戦争当時の国民の食糧増産の声に迫まれ可成り大面积の竹林開墾が餘儀なくされた。

6. 學術文化方面

福岡藩齋宮崎安貞は農業全書に竹林栽培法を著し（元禄16年）、宮崎高農竹林講座開設（昭和2年1927）、月刊雑誌竹の友発刊（宮崎県庁昭和2年1927-37）、宮次文吾は新種ノベオカザサを発見（昭和10年1935）、金明竹は宮崎県庄内村と日南市で発見され、金明孟宗竹は鹿児島県出水町、久留米高良山、宮崎県東臼杵郡北方村で発見され、マタケニ又竹とモウソウチクセニ又竹が宮崎県完湯郡で発見された。竹林技術指導者として安藤時雄、大島延三郎（宮崎県）、古畠貢雄、島村謙夫（福岡県）比良金藏（鹿児島県）の諸氏が大正昭和にかけて活躍され、日野巖氏（宮崎高農）は斑竹について貴重なる研究発表された（昭和5、15、1930、1940）。宮崎市糸生野町の金丸トクカは盲夫に仕え美事な孟宗竹林を開設したる萬葉節婦で県知事の表彰を受け映画「寄ばあさん」に仕組まれた（昭和4、1929）。

7. 妥 言

マタケは支那原産地であるが史実や考古等的見地から少なくとも西紀元当時乃至それ以前に吾日本へ渡来せるものの如く、当時吾日本は豊葦原珊瑚國と言はれ農耕時代に相当し、住民にとりて竹は堅弹性あり鐵に代る有用生活資材なるため渡来竹は急速に国内に広く繁殖され、殊に九州の如きは地理的に見て此の繁殖の起源をなしたであろうことは容易に推察されるところで、爾來中期の兵乱時代近世の世相の安定時代明治大正昭和の文化時代にいたるまで竹が具ゆる卓越せる工芸的特性と竹林の有利甘苦農林的素質とが何つの世でも人々からよく認識重用歎美されて竹林業は苦難少なき比較的順調な発達を辿つて来たようと思はれる。

鹿児島県出水地方 苗木業の發展について（要旨）

鹿児島大学農学部 山添精三

或る特殊な産業が或る地方で発展するには、それぞれ發展に必要な要素や條件を具備しなければならない。そしてその特殊な産業が農業、或は林業に属する場合は、特に自然立地條件が先決的主要條件となってくる。しかしそれだけでは發展の可能性に乏しい。それに如えて偶然的な或は歴史的な事件、或は又社会的経済的關係として、その産業を興隆させ、時には衰弱に陥り得る。

地方に沿ける林業關係の特殊産業が、いかなる條件によつて發展したか、その發展の跡を考察し、又その素因につき検討することは、とかく空軽しやすい親村林業政策、或は又農村林業行政を軌道にのせて、その効果を期待し得るための根本的基準の一つであると考え